



廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の改正 に係る検討状況について（災害関係制度のみ）

令和 8 年 7 月 28 日

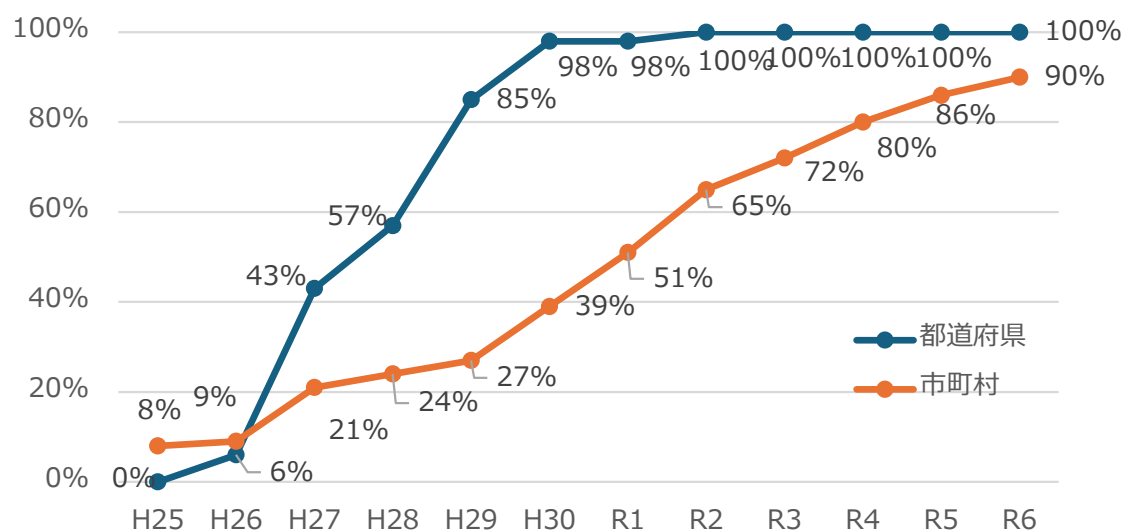
環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室



法案の背景 災害廃棄物の処理の推進関係

- 令和6年能登半島地震等の災害の教訓を踏まえ、災害廃棄物の処理を推進する措置が必要。
 - 平時の備えについて、災害廃棄物処理計画の策定率は**市町村では90%に留まり**、計画策定済の市町村でも**重要な事項の反映が不十分な状況**から、計画策定等の**準備を平時に推進することが必要**。
 - 発災時に既存の民間の廃棄物処理施設・処理業者を最大限活用していくためには、**災害廃棄物処理の特例措置を更に拡充していくことが必要**。
 - こうした平時、発災時の災害廃棄物対応を進めるための自治体のマンパワー・ノウハウ不足が大きな課題であり、**安定的に支援を行う体制等の構築が必要**。

災害廃棄物処理計画の策定率の推移

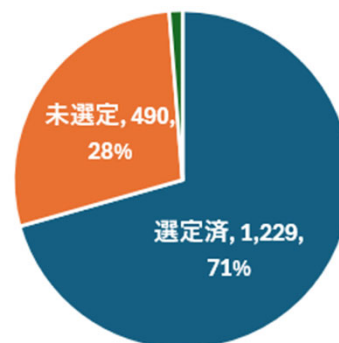


都道府県・市町村の災害廃棄物処理計画策定率
(令和6年度末時点)

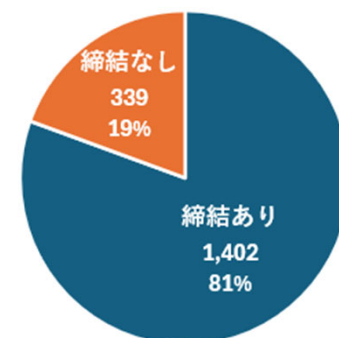
計画に盛り込むべき重要な事項(※)の反映状況

- ※計画に盛り込むべき重要な事項(主なもの)
- ✓ 仮置場候補地の選定
 - ✓ 周辺自治体や民間事業者との協定締結
 - ✓ 水害に対する被害想定 等

無回答, 22, 1%



市町村の仮置場候補地選定率
(令和6年度末時点)



市町村の災害支援協定締結率
(令和6年度末時点)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律の概要 ～災害廃棄物の処理の推進～



令和8年法律第43号
令和8年6月19日公布

改正内容

- 平時からの事前の備えを推進するため、**市町村に災害廃棄物処理に係る計画策定を義務付ける**ほか、自治体と民間事業者等との間の**災害支援協定の締結を努力義務**とする。
- 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理のため、これまで災害廃棄物処理の再委託を可能としていたが、**再々委託を可能**とする。
- 災害廃棄物の処理を行う**生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の迅速な設置**のため、手続きを合理化する。
- 災害廃棄物を受け入れる**最終処分場を平時から確保するため、平時から都道府県知事が指定**する制度を創設する。
- 国は、**災害廃棄物処理に係る調査研究、技術開発等を推進**するとともに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）に災害廃棄物に関する事業を追加することで、**JESCOが専門支援機関として自治体への支援を担える**ものとする。

<令和6年能登半島地震の被害状況>



施行スケジュール

- 法律の公布日（令和8年6月19日）から3か月を超えない範囲内において政令で定める日に施行。

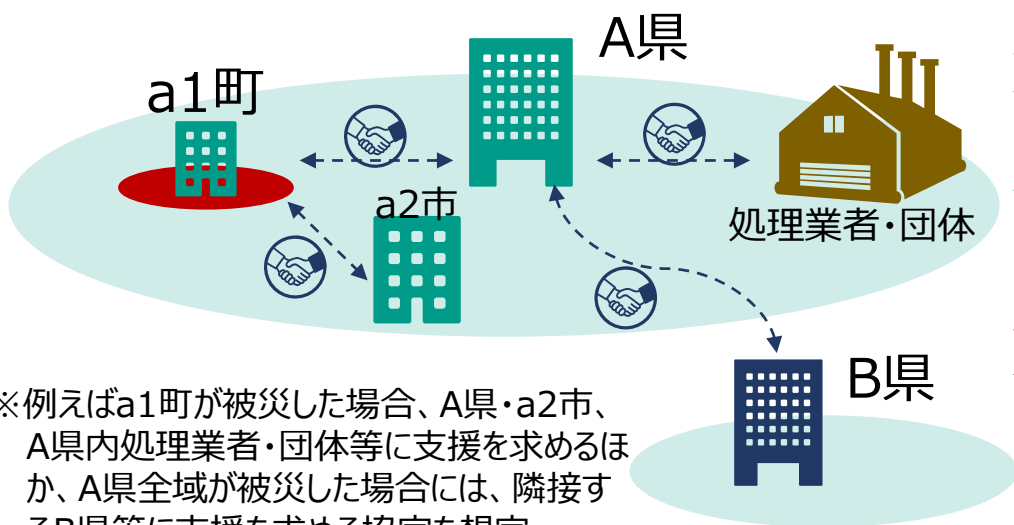
災害廃棄物の処理に関する協定の締結、計画の記載事項追加（新設）

- 都道府県及び市町村は、廃棄物処理業者等との間において、非常災害廃棄物の処理に関する協定を締結するよう努めなければならないものとする。（第5条の6の2、第6条の4関係）
- 市町村が定める一般廃棄物処理計画の記載事項に、非常災害時における一般廃棄物の適正な処理等に関する施策に関する事項を追加する。（第6条関係）



平時のうちから関係者と協定を締結するとともに、計画を定めておくことで、**発災後の迅速な対応を可能とする。**

協定締結のイメージ



※例えばa1町が被災した場合、A県・a2市、A県内処理業者・団体等に支援を求めるほか、A県全域が被災した場合には、隣接するB県等に支援を求める協定を想定

計画の記載事項の追加

一般廃棄物処理計画（法定）

- ①一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ②一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- ③分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- ④一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- ⑤一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑥**非常災害時における④⑤に掲げる事項に関する施策に関する事項**

今般の改正に伴う各市町村における計画策定を専門支援機関（JESCO）※が支援 ※詳細は後述地域防災計画等の他の計画との一体策定等、柔軟な制度運用となるよう周知・助言する

協定の締結事項（案）

- 自治体と民間事業者（処理業者・団体）との間、また、自治体間で締結する協定に関し、省令で措置する「協定において定める事項」については、これまでの協定締結事例を踏まえ、以下の内容を検討中。

自治体と民間事業者（処理業者・団体）間の協定において定める事項

- ア 協定に参加する者の氏名又は名称
- イ 事業者による処理の内容
- ウ 自治体から事業者に対し災害廃棄物の処理を求める場合の手続
- ウ 次に掲げる事業者による災害廃棄物の処理に関する事項のうち、必要なもの
 - ① 災害廃棄物の処理に係る費用負担
 - ② 協定の期間
 - ③ その他災害廃棄物の処理に関する事項

自治体間の協定において定める事項

- ア 協定に参加する者の氏名又は名称
- イ 災害廃棄物の処理に関する協力を求める場合の手続
- ウ 災害廃棄物の処理に関する協力に係る事項のうち、必要なもの
 - ① 協力の内容
 - ② 協力に係る費用負担
 - ③ 協定の期間
 - ④ その他災害廃棄物の処理に関する協力に係る事項

協定締結を始めとする広域連携の促進に向けた施策

施行通知における対応

- 改正法等の施行に伴い、施行通知を発出予定。
- 施行通知において、以下を自治体に周知予定。
 - ・ 省令で措置する「協定において定める事項」に沿った協定のひな形の提示
 - ・ これまで本検討会でご議論いただいた内容を踏まえ、協定に限らず、地域ブロック、地域ブロックを超える枠組みなど、既存の広域連携スキームの柔軟な活用について周知
 - ・ 法改正前に、既に締結済みの協定については、法改正事項に沿って、協定の内容の点検・見直しの契機としていただくことを周知

災害廃棄物処理に係る災害支援協定締結マニュアルの策定

- 法施行後、自治体が円滑に協定締結を進められるよう「災害廃棄物処理に係る災害支援協定締結マニュアル」を作成し、自治体に周知予定
 - 【マニュアルの内容】
 - ・ 協定締結に向けたフロー
 - ・ 協定に盛り込むべき内容
 - ・ 協定の実効性を高めるための取り組み
 - ・ 協定チェックリスト
 - ・ 協定のひな形、協定情報管理フォーマット

災害廃棄物処理に係る計画策定・改定の促進に向けた施策

施行通知における対応

- 施行通知にて、以下を自治体に周知予定。
 - ・ 計画で定める事項のうち、特に被災自治体の受援体制構築及び受援にあたって必要となる情報を、特に優先度高い記載事項として、記載のポイントを周知（詳細は次頁参照）
 - ・ 地域防災計画など他の防災計画等との連携が重要であり、他の防災計画等との一体策定等を行うことも差し支えないことを周知
 - ・ 災害廃棄物処理計画を個別に策定するなど、既に災害廃棄物処理に係る計画を策定済みの自治体については、今般の法規定事項を満たすものとする
 - ・ ただし、次回の一般廃棄物処理基本計画の改定の際に、既に策定済の災害廃棄物処理に係る計画と一般廃棄物処理基本計画との連動性を確保するため、一般廃棄物処理基本計画の中で、個別に災害廃棄物処理計画を策定している旨を付記することを周知
 - ・ 計画の実効性を確保するためには、災害廃棄物発生量を含む被害想定、仮置場の具体的な確保、公費解体に係る要綱制定など、計画内容の更なる具体化と適時の見直しが必要となることから、計画策定・改定にあたり参考となる「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」等の技術資料について周知
 - ・ 計画の見直しについて、一般廃棄物処理基本計画については、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切であるとしていることを改めて周知

各種ガイドライン等の改定、専門支援機関による自治体支援

- 令和8年度末を目途に、「災害廃棄物対策指針」「災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン」等を改定し、検討すべきポイントの情報提供や優良事例を周知
- 上記改定を受けて、「ごみ処理基本計画策定指針」についても必要な見直しを実施
- これらの資料を活用し、専門支援機関により、自治体への計画策定・改定支援を実施

災害廃棄物処理に係る計画において、特に優先度の高い記載事項

- 計画で定める事項のうち、特に被災自治体の受援体制構築及び受援にあたって必要となる情報を、特に優先度の高い記載事項として周知予定。

計画に定める事項（例）		★は規定の優先度が高い事項
（大項目）	（小項目）	
庁内体制の確立	★ 庁内体制、外部支援を要請する業務内容、業務遂行に必要な機材	
スケジュール検討	災害廃棄物処理（初動期～応急対応～復旧期）のタイムラインや処理スケジュール	
発生量推計	★ 被害想定 （地震災害だけでなく、水害や土砂災害の想定も記載） 災害廃棄物発生量推計の根拠（推計式、原単位、条件（組成割合等）、推計値）	
広報	災害廃棄物の分別種類、住民・ボランティア等への周知方法、平時／災害時の広報内容	
片付けごみ対応	片付けごみの回収方針・回収方法、正式案内まで搬出を控えるよう周知	
仮置場の確保・設置	★ 仮置場候補地の事前選定 （必要面積、候補地面積、候補地場所、被災リスク） （※なお、候補地の場所について、計画へ明記するかは地域の実情による）	
仮置場の管理・運営	★ 仮置場の運用に当たり必要な人員、資機材の確保方法 仮置場候補地の形状に応じた配置・レイアウト	
処理・処分	★ 平時における災害廃棄物処理に関する情報把握（処理体制・処理施設、対象品目等） 災害廃棄物の種類ごとの処理方法や処理フロー（仮置場運用、中間／最終処分先）	
計画の点検・共有・改定	平時からの計画の点検、災害時における処理計画の活用 ★ 災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度	
関係者との連携	★ 支援協定締結先等の支援要請先・支援内容に関する情報 ★ 災害時に再委託、再々委託を想定する相手を記載※ ※法律上、一般廃棄物処理計画に従い処理委託関係を明らかにする必要があることへの対応	
人材育成	職員の人材育成方法	
し尿対策	仮設トイレ等から排出されるし尿の回収方針・回収方法、処理フロー	

災害廃棄物処理の再々委託の規定整備（新設）

- 市町村から非常災害廃棄物の処理の委託を受けた者（非常災害廃棄物処理受託者）が、当該処理を他人（非常災害廃棄物処理再受託者）に再委託すること及び非常災害廃棄物処理再受託者が当該処理を他人に再々委託することができるものとする。（第6条の2 関係）

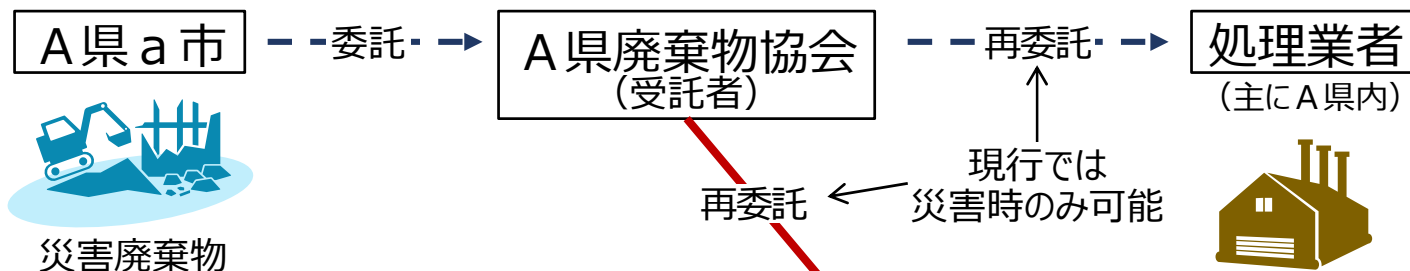


現行制度では災害廃棄物の処理の再委託が可能であるものを、再々委託まで可能とし、効率的な災害廃棄物の処理を可能とする。※

※ 廃棄物処理法では、廃棄物の処理責任の所在を不明確にし、不適正な処理を誘発するため再委託を厳しく制限している。そのため、非常災害時に一般廃棄物処理計画に従って委託する場合に限り、再々委託を認めるもの。

災害時の委託の流れ＜一例＞

現行制度



A県内の処理業者では対応が不足し、県外の処理業者に委託を行う場合、B県内の処理業者についての実情に詳しいB県廃棄物協会を通して委託をすることが効果的

制度改正後

**今回の改正により
災害時のみ可能に**



災害廃棄物処理の再々委託に係る基準（案）

- 災害廃棄物処理の再委託、再々委託に係る基準は、政令で規定する「委託基準」を適用することを検討中。

（これまで省令で規定していた「災害廃棄物処理の再委託に係る基準」については、上記委託基準に統合するため削除する予定。）

委託基準

※下記基準を再委託、再々委託にも適用する。

- ・受託者が業務（他人に委託する業務を除く。）を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ相当の経験を有する者であること。
- ・受託者が法で規定する欠格要件のいずれにも該当しない者であること。
- ・受託者が自ら業務（他人に委託する業務を除く。）を実施する者であること。
- ・一般廃棄物の収集運搬、処分又は再生に関する基本的な計画の作成を委託しないこと。
- ・委託料が業務を遂行するに足りる額であること。
- ・一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ・一般廃棄物の処分又は再生を委託するときは、市町村においてその場所及び方法を指定すること。
- ・委託契約には、受託者が委託基準に適合しなくなったときは契約解除できる旨の条項を明記すること。
- ・被災市町村外で災害廃棄物処理を行う場合、被災市町村から受入を行う市町村に対し、受託者の所在地・名称等を通知すること。※
※法改正により、災害廃棄物を受け入れる指定最終処分場（指定制度の詳細は後述）については、指定を行う際に予め通知を行っていることから、発災時の通知は不要とする。
- ・【特管一廃】業務に直接従事する者が、業務に係る特管一廃について十分な知識を有すること。
- ・【特管一廃】受託者が、生活環境等に係る被害を防止するための措置を講ずることができる者であること。

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（改正）

- 非常災害廃棄物処理受託者等は、非常災害廃棄物の処分を行うための一般廃棄物処理施設（繊維くずの破碎施設その他の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ないもの）を設置するためにその旨を都道府県知事に届け出る場合は、生活環境影響調査の結果を記載した書類の添付を省略することができるものとする。（第9条の3の3関係）

➡ **生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の設置に関する手続きを合理化し、当該施設の設置に要する期間を短縮する。**

設置に係る主な手続



生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設の例

生活環境影響調査の添付を省略可能とし、調査に要する期間を短縮
産業廃棄物処理業者が保有する既存施設も対象

左：廃石膏ボード再生専用の破碎施設
右：廃畳専用の切断施設

生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設（案）

- 政令で定める生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない一般廃棄物処理施設は、多量の廃置、廃瓦、廃石膏(こう)ボードその他非常災害により損壊した建物において生ずるこれらに類する非常災害廃棄物を処理するものとして、以下を定めることを検討中。

処理施設	備考
廃プラスチック類の切断施設	・「廃プラスチック類」は、非常災害時に多量に発生する「置」の構成要素。
紙くずの破砕施設	・「紙くず」は、非常災害時に多量に発生する「石膏ボード」の構成要素。
繊維くずの破砕施設又は切断施設	・「繊維くず」は、非常災害時に多量に発生する「置」の構成要素。
ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くずの破砕施設	・「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」は、非常災害時に多量に発生する「石膏ボード」、「瓦」の構成要素。
コンクリートの破片その他これに類する不要物の選別施設	・非常災害に伴って生じたコンクリートの破片及び各種廃材（木くず、金属くず等）の混合物を含む 非常災害廃棄物全般 を想定。

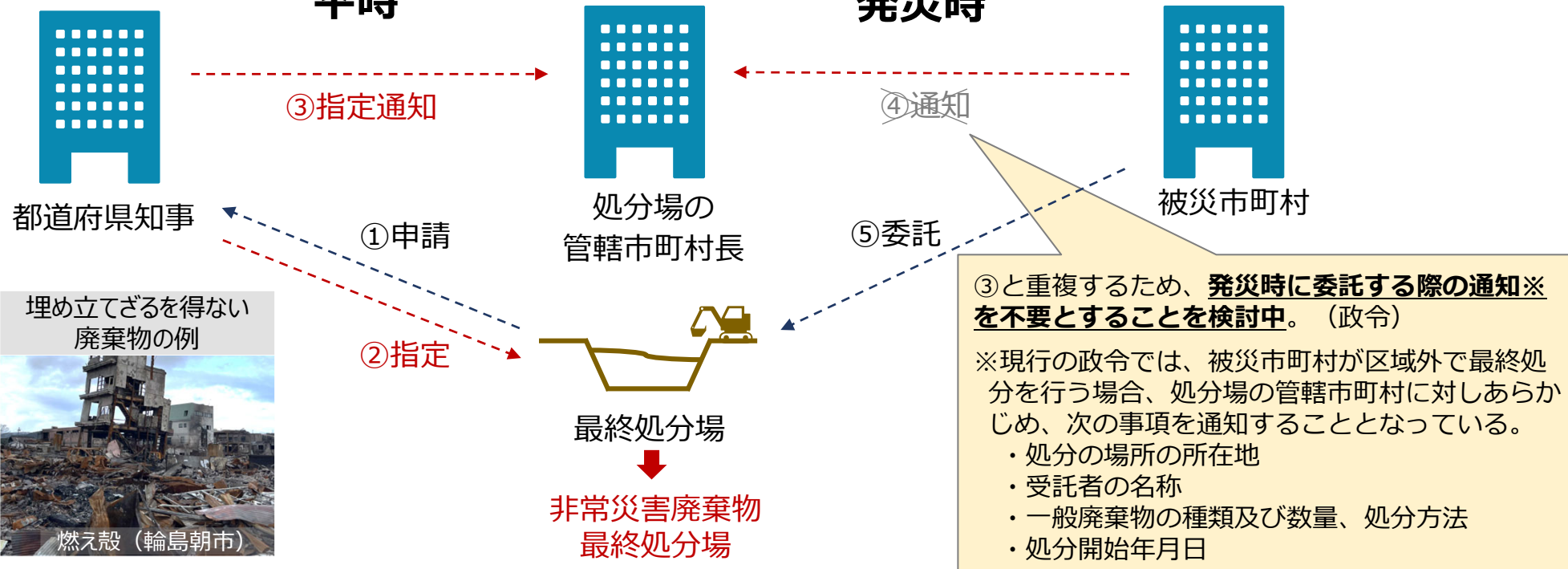
非常災害に係る最終処分場の指定（新設）

- 都道府県知事は、一般廃棄物の最終処分場等であって基準に適合すると認められるものの設置者を、その申請に基づき、非常災害廃棄物最終処分場の設置者として指定することができるものとし、当該設置者は、非常災害廃棄物の処分の委託を受けることを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、当該委託を受けなければならないものとする。
(第9条の3の4関係)

➡ **埋め立てざるを得ない災害廃棄物の最終処分場を平時から確保し、
発災時に円滑かつ迅速に処理する体制を構築可能にする。**

平時

発災時



最終処分場の指定制度に係る各種規定（案）

- 最終処分場の指定制度に係る各種規定について、以下を検討中。
 - 政令において、最終処分場の指定の更新期間を「5年」と定める。
※新法第9条の3の4第3項において、指定期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって効力を失うことが規定されている。
 - 省令において、「指定制度に係る申請書の記載事項、申請書に添付する書面等」、「非常災害に係る最終処分場の技術上の基準」及び「非常災害に係る最終処分場設置者の能力の基準」を定める。

指定制度に係る申請書の記載事項、申請書に添付する書面等

- ・ 当該処分場の基本的事項（設置者の名称、設置場所、設置許可番号等）
- ・ 当該処分場の容量、残余容量及び災害廃棄物の埋立処分に供される容量
- ・ 設置者の能力の基準（受入体制・災害廃棄物の知見）に関する事項
- ・ 上記の根拠となる添付資料

非常災害に係る最終処分場の技術上の基準

- ・ 最終処分場に係る技術上の基準を定める省令に適合していること
- ・ 災害廃棄物の処理に足る残余の埋立容量が確保されていること

非常災害に係る最終処分場設置者の能力の基準

- ・ 災害廃棄物の円滑かつ迅速な受け入れを実施できる体制を有すること
- ・ 災害廃棄物の処理に関する知見を有すること

最終処分場の指定制度の運用について

施行通知における対応

- 施行通知において、以下を自治体に周知予定。
 - ・ 省令で措置する「指定制度に係る申請書の記載事項、申請書に添付する書面等」に沿った、制度運用に必要な申請書等のひな形の提示
 - ・ 指定制度の運用にあたり、申請者（最終処分場設置者）が次の事項を変更等しようとするときは、速やかに変更等の届出を受けるよう、都道府県に周知することを検討中。
 - 指定時に申請した「当該処分場で処分する非常災害廃棄物の種類」を変更しようとするとき
 - 指定時に申請した「非常災害廃棄物の処分の用に供する容量」を変更しようとするとき
 - 指定解除を受けようとするとき

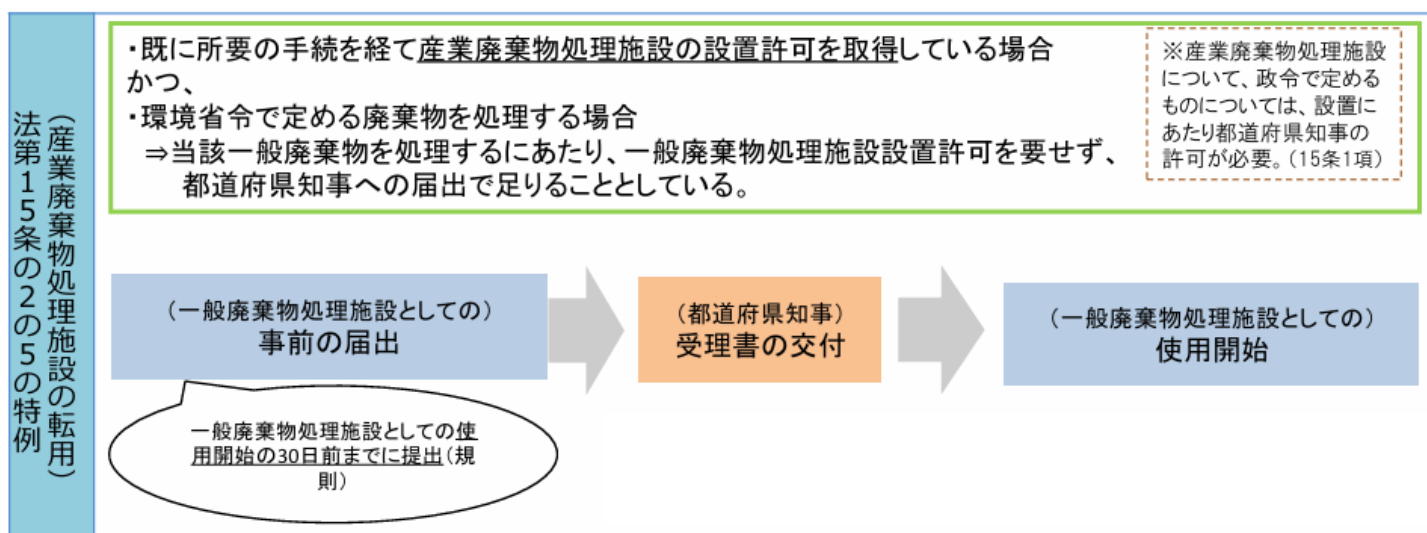
最終処分場の指定促進に向けた検討

- 最終処分場の指定制度においては、災害廃棄物の受入容量確保を促進するため、インセンティブ措置を検討することが重要であり、引き続き、最終処分場の指定を促進するためどのような対応がありうるか、関係省庁とも連携しながら、今後具体の検討を進めていく。
- 対応の検討にあたっては、経済的、社会的なインセンティブなど様々な観点から検討を行う。
- 各地域において円滑に指定が進められるためには、その重要性や必要性について、関係者によくご理解をいただくことが重要であり、今後、制度の趣旨や最終処分場の確保の重要性などについて、ガイドラインの充実等により、自治体や事業者へ情報提供していく。

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例への追加

- 非常災害に係る産業廃棄物の最終処分場の指定にあたっては、申請者は事前に法第15条の2の5第1項に基づく都道府県知事への届出を行い、当該処分場が一般廃棄物処理施設として設置されている必要がある。
- これまで安定型最終処分場については、同条の対象施設ではなかったことから、最終処分場の指定制度の活用を促進すべく、同条の対象に、廃プラスチック類やゴムくず等の安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（災害廃棄物であるものに限る。）及び当該一般廃棄物を処理する安定型最終処分場を追加することを検討中。

法第15条の2の5第1項では、平時において、省令で指定する産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、都道府県知事に届け出ること、設置許可を受けることなく当該処理施設を一般廃棄物処理施設として設置することができることとしている。



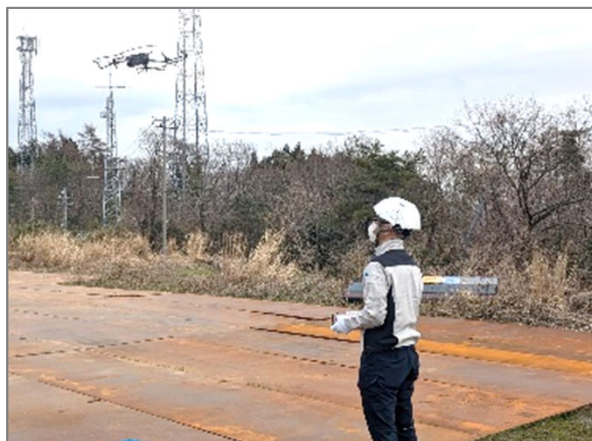
専門支援機関への委託・JESCO事業への災害廃棄物事業の追加

- 国は、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を推進するとともに、当該事務を中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）その他の機関に委託することができることとする。（廃掃法第23条の2の2関係）
- JESCOの事業として次の（１）（２）を追加する。
 - （１）市町村又は都道府県に対し、非常災害廃棄物の処理の方策に関する提案、非常災害廃棄物の処理に関する知識を有する者の派遣その他の非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施を図るために必要な援助を行うこと。（第7条第1項第5号関係） **※災害時の事業**
 - （２）国の委託を受けて、非常災害廃棄物の適正な処理の円滑かつ迅速な実施に関する情報及び技術的知識の提供並びに調査研究及び技術開発を行うこと。（第7条第1項第6号関係） **※平時の事業**

➡ **専門支援機関（JESCO）が国の事業の一部を担うことにより、**
平時・災害時のいずれにおいても人員・専門的知見が不足する自治体を支援



仮置場設置の技術的助言（穴水町）



ドローンを用いた災害廃棄物搬入量の把握（輪島市）

※法律改正内容に合わせ、
「JESCOの会計に関する
省令」を改正の予定
(技術的修正のみ)

※専門支援機関に係る詳細
については、次の議題に
てご説明

廃棄物処理法等の改正に係る今後のスケジュール



＜災害廃棄物関係のみ＞

令和8年7月3日～8月8日

省令のパブリックコメント

令和8年7月24日～8月23日

政令のパブリックコメント

令和8年9月上旬～中旬

廃棄物処理法等・政令・省令 施行

【参考】第221回 国会審議での主な意見・指摘事項



- ① 計画策定の義務化を形式的な策定率向上に終わらせず、**実効性を担保すべき**である。
- ② 小規模自治体、北海道、島しょ部 等、特に支援が必要とされる地域に対する**伴走支援・技術的助言・財政支援を強化**すべきである。
- ③ 仮置場確保や広域処理について、国が関係者間の調整を支援すべきである。
- ④ 再々委託先は、不適正処理や不法投棄を防止するため、協定締結事業者、自治体が把握する事業者、許可・実績を有する事業者等に限定すべきである。
- ⑤ 処理対象の有害性・危険性を踏まえた**分別、保管、処理、モニタリングを徹底**すべきである。
- ⑥ 最終処分場の指定を受ける事業者の容量、費用、説明負担を整理し、**インセンティブ措置を具体化**すべきである。
- ⑦ 受入容量不足に備え**平時から広域的な処分先の調整体制を構築**すべきである。
- ⑧ JESCOの**専門人材の確保、平時の知見蓄積、発災時の現地支援体制を強化**すべきである。
- ⑨ 協定ひな形や、契約・発注・施工管理、公費解体に係る全国统一フォーマットの作成等、**自治体事務の円滑化、効率化に資する施策を実施**すべきである。

- 衆議院環境委員会：令和8年5月19日／22日
- 参議院環境委員会：令和8年6月11日

【参考】衆議院・参議院における附帯決議について（災害廃棄物部分抜粋）



衆議院環境委員会（災害廃棄物関係箇所のみ抜粋）

- 五、災害廃棄物対策において、関係省庁と連携し、地方公共団体に重複した負担が生じることのないよう効率的かつ実効的な体制の構築に努めるとともに、災害廃棄物処理計画については、単なる形式的な策定にとどまることなく、実効性のある内容となるよう、その策定及び更新に対する地方公共団体への技術的及び財政的な支援を行うこと。
- 六、災害廃棄物の処理の再々委託及び非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例は、災害廃棄物の効率的な処理のために設けられる規制緩和措置であることに鑑み、特例が適用された場合においても生活環境の保全がなされるよう、その運用に当たっては適切な配慮を行うこと。

参議院環境委員会（災害廃棄物関係箇所のみ抜粋）

- 五、災害廃棄物対策において、関係省庁と連携し、災害廃棄物処理に係る手続きの合理化を図るなど、地方公共団体に重複した負担が生じることのないよう効率的かつ実効的な体制の構築に努めるとともに、災害廃棄物処理計画については、単なる形式的な策定にとどまることなく、実効性のある内容となるよう、その策定及び更新に対する地方公共団体への技術的及び財政的な支援を行うこと。
- 六、非常災害廃棄物の処理の再々委託及び非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例は、災害廃棄物の効率的な処理のために設けられる規制緩和措置であることに鑑み、特例が適用された場合においても災害廃棄物の適正処理の確保や生活環境の保全がなされるよう、その運用に当たっては適切な配慮を行うこと。

環境省設置法の改正による環境省地方支分部局（地方環境局）の体制強化等



主な変更点

- 2026年7月1日より、環境省地方支分部局の「地方環境事務所」の名称を「**地方環境局**」へ変更。
また、全ての地方環境局に「**次長**」を設置。
- あわせて、「資源循環課」を「**資源循環・災害廃棄物対策課**」へ名称変更。
- 措置に先立ち、災害廃棄物対策に係る定員を全国で29名増員（令和8年度～）。

地方環境局の管轄区域

新名称	所在地 *変更なし	管轄地域 *変更なし
北海道環境局	北海道札幌市	北海道
東北環境局	宮城県仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東環境局	埼玉県さいたま市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、静岡県
中部環境局	愛知県名古屋市	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県
近畿環境局	大阪府大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国四国環境局	岡山県岡山市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州環境局	熊本県熊本市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

災害廃棄物対策における地方環境局の使命と取組

使命：地域の安全・安心を支える**環境面での危機管理**

⇒ 災害廃棄物の適切かつ迅速な処理の実現

平時の備え

モデル事業等による計画策定支援、**図上演習訓練**



発災時の応援

環境省職員の**現地派遣**、関連機関への**支援要請**



地方環境局の取組の姿勢

姿勢① 地域の声をきめ細かく把握し、**現場第一の環境政策の立案**につなげます。

姿勢② 自治体や企業、地域住民など、**多様な主体を結ぶ地域のハブ**となります。

姿勢③ 地域課題の解決に向け、**地域に寄り添い、共に考え、伴走**します。